

第五十一回国会 法務委員会 議 録 第四十一号

昭和四十一年六月二日(木曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 濱田 幸雄君

理事 細道 兼光君

理事 銀治 良作君

理事 四宮 久吉君

理事 千葉 三郎君

理事 濱野 清吾君

理事 山田 長司君

理事 志賀 義雄君

出席政府委員

検 察 長 大臣官房司法

法制調査部長

判 事 最高裁判所事

務総局民事局

参 考 人 (東京大学教授)

参 考 人 (日本執行吏連

盟) 会長 長田 公磨君

参 考 人 (東京執行吏役

組合執行 委員) 長 廣 沢 豊喜君

参 考 人 (東京執行吏役

組合執行 委員) 長 廣 沢 豊喜君

参 考 人 (東京執行吏役

組合執行 委員) 長 廣 沢 豊喜君

参 考 人 (東京執行吏役

組合執行 委員) 長 廣 沢 豊喜君

参 考 人 (東京執行吏役

組合執行 委員) 長 廣 沢 豊喜君

参 考 人 (東京執行吏役

組合執行 委員) 長 廣 沢 豊喜君

参 考 人 (東京執行吏役

組合執行 委員) 長 廣 沢 豊喜君

参 考 人 (東京執行吏役

組合執行 委員) 長 廣 沢 豊喜君

参 考 人 (東京執行吏役

組合執行 委員) 長 廣 沢 豊喜君

委員銀治良作君辞任につき、その補欠として馬場元治君が議長の指名で委員に選任された。

六月一日

ベトナム中央歌舞団の日本公演実現に関する請願外十九件(岡田春夫君紹介)(第五一八三三三)

同外一件(川俣清音君紹介)(第五一八四四)

同外一件(黒田壽男君紹介)(第五一八五五)

同(河野密君紹介)(第五一八六六)

同(戸叶里子君紹介)(第五一八七七)

同外一件(中村高一君紹介)(第五一八八八)

同外一件(原彪君紹介)(第五一八九九)

同外一件(松浦定義君紹介)(第五一九〇〇)

同外一件(山花秀雄君紹介)(第五一九一一)

は本委員会に付託された。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

執行官法案(内閣提出第一四九号)

執行官法案を議題といたします。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

執行官法案を議題といたします。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

執行官法案を議題といたします。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

執行官法案を議題といたします。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

執行官法案を議題といたします。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

執行官法案を議題といたします。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

執行官法案を議題といたします。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

執行官法案を議題といたします。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

執行官法案を議題といたします。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

執行官法案を議題といたします。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

執行官法案を議題といたします。

本日(大臣官房司法法制調査部長)

お一人二十分程度にお取りまとめをお願い申し上げます。

それでは、まず三ヶ月参考人よりお願い申し上げます。

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

三ヶ月参考人

は見解が分かれると存じますが、私の考え方は学問的な立場から別に「執行機関の再編成」というふうな論文も公にしていることとさせていただきますので、それに譲りたいと存じます。基本的には、将来は執行機関は裁判所の職員という面、すなわち正式の国家機関の中の正式の職員というふうなものが責任を負っていくべきであるというたてまえを明確にしなから、また手数料制と本質的に結びつく指摘されておりますいろいろな弊害の除去を試みながら、漸次俸給制を中心とする給与体系を持つ執行機関に移っていくべきだということを大きな方向としては考えなければならぬと私は考えております。大体的な方向としては、学者の間でもこういう方向を是とするのが大勢であると言ってもよろしいかと存じます。そういう理想から見ますならば、本法案は手数料制を振り切つては、おらないという点で、先ほど申しましたように、多少中途はんばな面を持つところがあることは確かであるかと思ひます。さりとて、いままぐこうした大きな理念的な方向をそのまま実現するということになりますと、やはり私はこの領域は日本に法律がしかれてから七十年、ほとんど手がつけられていない、いわばコケ蒸してしまつていく法領域ともいふべき面があるだけに、そう一挙にはむしろいかな面がいろいろあるということも現実の問題としては考えなければならぬという感じが持たざるを得ないわけと存じます。むしろ遠い方向といたしまして、大きな方向はならみながらも、やはり過渡的に置きましては一つ一つそれを取り囲んでおります条件を積み重ねていかねければ、とうていこれだけいわば固まつてしまひました法領域の改正はむずかしい、こういうふうなことを私は感ずるのでございます。その意味

におきましては、先ほど申しましたような中途はんばな性格という消極面、これは確かにございしますが、そういう消極面よりもむしろ先ほど申しました一歩前進をあえてしようとする、そういう意味があるというふうな面をほうととらえて、現在の段階ではこの法案を成立させまして、その執行法域の中に一つの新しいステップを持ち込むきっかけにする、こういうことが妥当ではないかと感ずるのでございます。逆にいささか中途はんばであるという、この法律が確かに持つております弱点にかかちつて、この時点におきまして、たとえ一歩であるにせよ、やはり改革を試みることを怠つてしまひますと、将来の強制執行法の改正はさらに一そうむずかしくなるのではなからうかというところを、強制執行制度の改正ということがきわめてむずかしい作業であるということを経験に感じておりますものとして考えておる次第でございます。

何ゆゑに多少の妥協を試みながらもこのような改革がなされなければならないかを考えるにあたりましては、もちろんいろいろ指摘してあります目に見る欠陥ということも考えなければなりません。もう少し大きく手数料制執行吏制度というものの流れを見てみまして、そうして制度改革の方向というものを、多少外国の動向なり、歴史的な体験なりというものと照らし合せて考えてみる必要があると私は考えます。率直に申し上げて、こういうふうな手数料制の職員に執行をやらせるというたてまえは、これは強制執行というところを、執行吏という裁判所の機構の中でも特異な立場に置かれていた職員にいわば請け負わせる、こういう思想を背景に持つてゐることは否定できないと思ひます。手数料制が問題とされる、こういうふうな背景には、こういう執行という法の実現の最も先端の分野を、こうした体制のままに放置しておいてよいのであらうか、それとも法の実現というところについて一國の司法機構が最も責任をもつて体制を築き上げなければ、とうてい強制執行制度のような、経済生活、社

会生活の進展と対応していくことが非常に重要な法律の領域においては、そういう当然要求される弾力性を持ち得ないのではなからうか、こういうことを問題にすることが必要であらうと存じます。やはり私はこういう執行体制のままにいつまでもほうつておいたのでは、その内部からは決して新しい社会の進展に應じた改革の力というものは出てくるよりも、むしろ従来の法制というものの中에서도こまかくなる一方である、こういうようなところを考慮するを得ないわけでございます。

元来、この制度はフランスの革命前の制度の伝統に根ざすものでございます。そこでは裁判官も、それから書記官も、執行吏も、みんな手数料制でございました。こうしたフランスのアンシャンレジムでは、こうした手数料制もかつて強大な絶対主権からの干渉を守る司法活動の独自性をはかるというふうな逆説的なフランスの面を持つていたと言われるのでございますが、そうした制度はその地盤のないところに置きまして、やはりむしろ弊害の面を露呈してくるということが多いようでございます。それはかなり世界各国の実験がそれを示しているように思われます。この手数料制の執行吏の制度がフランスからドイツに入りまして、それが日本にも入ってきたというふうなことが許されるのでございますが、いずれの国にいたしましても、伝統のないところではこういう手数料制執行吏の制度は修正される動きが見られるように思われます。ドイツはかつてこの制度を大きく離れようとする態勢にあるといつてよいかと存じます。日本でもいろいろと手数料制の問題が論ぜられてくるのも、このように伝統のないところにこうした特異な制度を立てられておるといふことと深く結びついていると思われまして、そういう問題の出でくるのもある意味では必然ではないのだらうか。アメリカの体制を見ましても、また日本の国内法の領域だけに目を注ぎましても、同じような権力的な権利の実現というものを担当する税の徴収職員も公務員制をとつておるといふふうなこともやはりにらみ

合わせるべきではないかと思うのでございます。にもかかわらず、俸給制への移行がこの段階で実現しない、やはり手数料制を維持しているというこの背景には、先ほど申し上げましたような、何ぶんそのままだけに大きな伝統を形づくつてきておる制度でありますだけに、一挙に非常に多くの予算を伴ひ、人員の増加を伴わざるを得ない俸給制への転換が現実問題としてむずかしいと判断されたことにあるのではないかと考えております。私自身といたしましては、これは残念なことでございます。やはり法治国の看板を掲げます以上は、権利実現の機能について、もつと国家機関の奉仕というところを覚悟した上で、責任ある体制をつくるという方向にいくことを、将来にむけて努力し続けなければならないと考へますが、あわせてこの法案の成立の過程において関係いたしましたところから感じましたことは、何ぶん初めて停滯した領域をかき回そうということから生ずるいろいろなむずかしさもあるんだということも感じさせられた次第でございます。そういうところから先ほど申しましたように、中間的、妥協的であるということは、まことにそのとおりでありますけれども、一歩前進というメリットを評価したいと思ひます。逆に申しますならば、この法律をこしらへただけでは問題は解決せずに、このメリットを伸ばすことをこれから考へていかなければならぬ、こういう問題も引き継いでいくというふうな考えの次第でございます。したがって、この問題だけで長い間要望されてまいりました執行制度の改革というふうなものは、ほんのきつかけを与えられただけでございまして、私も學問の立場からそういう批判を怠ることなしに、将来やはりここで一つの方向転換の努力をしてみたことが、やはり強制執行制度の動きを引っぱら出す役割を果たしたと評価されるように、これからこの執行官の運営を見守つてまいりたいと存じます。

なお、これはもつぱら組織規定でございまして、これが完全に動いていきますためには、手続規則

定の整備が必要でございますが、これはあわせまして、現在法制審議会において検討を續けておるわけでございます。これがすみやかに完了いたしましたして、執行官が単なる組織法として孤立したまま取り残されることのないように注目する必要があります。このことを申し添へまして、一応私の見解の陳述を終わらせていただきます。

○大久保委員長 長田参考人。

○長田参考人 私は、日本執行吏連盟会長をいたしております東京地方裁判所執行吏長田公磨でございます。

日本執行吏連盟は、全国執行吏が年来唱へてまいりました待遇改善を期するため、その職務の特殊性、困難性にかんがみまして、その自覚と認識の上に立つて執行吏制度の改善につとめ、みずからの品位、職見の向上と相互の親睦、福祉の増進をはかることを目的として、約三年前、全国執行吏三百四十名を打つて一丸として結成されたものであります。この結成により、執行吏が全国的に有機的なつながりを持ち、右目的達成に邁進してまいつたのであります。したがって、本連盟といたしましては、執行吏制度がいかにあるべきかについては、最大の関心事といたしておたところでありまして、しかしながら、現制度下における諸弊害を改め、近代的な理想的制度にするにとつては、すでに政府当局の多年にわたる努力にもかかわらず、容易にその成果を得られないことからしても明らかであります。いわんや本連盟の微力をしてはとうてい所期し得ないのであります。執行吏が第一線の現場の立場からして執行吏制度について申し上げますれば、まず手数料制度の是非が根本をなすものと考えられるのであります。

もとより、現在この手数料制度につきましては、すでに昭和三十一年、当局によって固定俸給制の裁判所の職員たる執行官の制度に改める方向が打ち出されて今日に至つてゐるのであります。執行吏事務の特殊性等からして、手数料制には俸給制のもとにおいては期待し得ないすぐれた面があ

ると思ひます。すなわち、手数料制は能率主義、実績主義に徹したものであり、欧米の実情は多くこの手数料制を採用しているところからしても、執行事務の特殊性に最も合致したものであるといふことを容易に肯定し得るものと思ひます。

この問題に対する全国執行吏の意見も、地獄的条件からして多少異なるものがありますが、方向的には手数料制を是とする方向をさしているといふのであります。

もちろん、現制度を改める要因として、この手数料制度に基因する諸弊害は必ずしも否定すべきでないことは言をまたぬところではありますが、それがあるために、俸給制に改めることにより、執行事務本来の能率と速度を害する結果を招くことをおそれるものであります。要は、手数料制度に基因する諸弊害は、この制度を運用する人の問題に帰着する場合が多いことを知るのでありまして、われわれの衝に当たる者しくじたるを得ないのであります。

しかして、これら諸弊害は、その原因のいかんを問はず、これを除去しなければならず、手数料制を維持するにせよ、またもつてこれを除去する方策が講ぜらるべきであり、これが達成されれば執行吏制度の改革は根本的とは言えないとしても、大きな前進を示すことになると思ひます。

以上、まずもつて執行吏制度の改善についての意見を申し述べた次第であります。

さて、執行官法案に対する日本執行吏連盟としての意見であります。この法案については全国執行吏は、前に述べたとおり、深い関心を持って経過を注視するとともに、法案の内容について検討を重ねた結果、いまだこの法案の実施によって実際の運営がどうなるかはつまびらかではありませんが、個々の事項については格別、原則的にはわれわれの待遇改善を期し得ることを信じて、これを支持すべきであるとの結論に達したのであります。

ります。しかしながら、次の諸点について、実務に当たる者としては修正または促進方の要望切なるものがありますので、実現されることを切望する次第であります。

その一、法案第十五条二項について、費用概算額の予納は現行どおり執行官直接の取り扱いとすることに修正されたい。その理由をいたしまして、執行吏の金銭上の事故等にかんがみ、執行官の監督強化その他の理由から現行の保管方法を改めたものと思ひますが、手数料制を維持する以上、予納金は執行官に対してなすべきであると思ひます。予納のみならず、法案による方法とすることは、本来機動性を最も必要とする執行事務の運用について、手続の繁雑さ等から関係当事者の不便は言ひまでもなく、ひいては事件処理の滞滞を招来する結果となり、加うるに執行官はその使用人員を増加せしめざるを得ないこととなり、その影響は大なるものがあります。

二、法案第二条二項について。執行官の事務の分配については、手数料制度による執行事務の特殊性にかんがみ、できる限り各地の実情を尊重し、弾力のある運用を要する次第であります。

三、法案第二十一条について。新規定による採用執行官たる旧規則により在職する執行官たることを問はず、国庫補助金支給基準額を一律にするよう努力されたい。

四、同附則第十条第二項について。手数料に関する規定の適用について、「当分の間」とあるも、早急に実施方を要望いたす次第であります。

五、同附則第十二条、第十三条について。退職手当及び退職後の年金その他の給付金の法案にいう改正給付について、早急に検討、実現方を要望するものであります。

六、同附則第十一条について。執行吏代理——執行代理者と送達代理者でござい。及び事務員に対し、昇進意欲を満たし得るような方策を講ずるとともに、送達専任の執行吏代理については特別の措置を講ぜられたい。その理由をいたしまして、現在、執行吏役場に従事する者の最終の

希望は、通常執行吏代理または執行吏に任ぜられることにあるところ、本条によつてこれら昇進の道が閉ざされるばかりでなく、特に送達事務処理には今後大きな支障を来すことにならうと思ひますので、善処方を要望する次第であります。

最後に、当日本執行吏連盟は、先に述べましたごとく、結成以来全員打つて一丸となり、熱意と努力を傾け尽くし、目的達成に邁進し、一応その陣容が整った観があります。いまだ日浅く、何ぶんにも思ひにまかせ得ぬものがありますが、今後はさらにその基盤を強固にするにとともに、より高い次元に立ち、目的達成のために積極的に活動を行ない、飛躍的な充実、発展を期する覚悟であります。よろしくお願い申し上げます。

「委員長退席、大竹委員長代理着席」

○大竹委員長代理 広沢豊喜君。

○広沢参事人 東京執行役場労働組合の委員長をつとめております広沢です。

私は、昨年三月四日に、訴訟費用臨時措置法等の一部を改正する法律案を審査した際に、この委員会に出席をいたしました。執行吏制度全般に關して労働組合の立場を表明して、われわれ職員自身についても概括的に意見を述べました。このときの意見については、昭和四十年の法務委員会議録第九号に収録されておりますので、御参照願ひたいと思ひます。

今回、執行官法案の審査にあたりましては、労働組合の立場から見ましたこの法律案に対する若干の意見と、今後予想されます執行官制による実施面でのわれわれ職員の身分について述べてみたいと思ひます。

最初に、概括的な意見としては、長年懸案となつていました執行吏制度改革の第一歩として、執行官法案が提出されたことは当然のことであり、むしろおそきに失したといえるのではないかと考えております。

執行官法案提案理由の中で、制度の近代化をはかったといわれておりますが、過去、執行吏制度

は確かに非近代的なシステムのもとに置かれてまいりました。たとえば、きのう視察されましたらんになったように、庁舎の問題を取り上げてみましても、東京の場合、これが霞ヶ関の官庁街の中にある建物かと思われまうようなバラック建てであります。執行吏役場という呼び方にしましても、非常に古い呼び方であるし、執行吏制度全般についても根本的な改革が必要とされてきたといふことはいうまでもありません。そういった状況の中で執行吏規則を廃止して、執行官法の成立によつて執行官制度を充足させる、この意義は非常に大きいものといえると思ひます。

以下、執行官法案に対する具体的な意見を述べてみたいと思ひます。

従来の執行吏規則第十一条に定められました執行吏代理の条項が、今回の執行官法では触れられておりません。その附則十一条の中で、「臨時の職務の代行についての暫定措置」として規定されているだけあります。このことは、執行吏代理制度を否定して、今後執行吏代理をなくしていく方向であろうかと思ひますが、執行官法案説明の中で、執行吏代理制度の弊害が指摘されておりますが、どういふ意味なのか、その意味が明らかでない面があります。弊害があつたということになれば、執行吏代理制度に弊害があつたのではなかつた、むしろ執行吏制度そのものに存在していたのではなかつたかといふぐあいにはわれわれは考えております。執行吏代理は、むしろ執行吏役場運営の面で重要な役割りを果してまいりました。老齢化したところの執行吏を一面ではささえてきたといつても過言ではないと考えております。

執行吏代理の制度を設けないといふ考え方は、執行官の公務員性強化の方向から推してみましても当然だといふ結論が出るかもしれせん。しかしながら、交通違反等の送達事務が増増している現状において、送達面での執行吏代理をどう取り扱うのか、人員が減つたとしても、代理の増員ができないといふことになれば、送達事務の滞滞化をきたして、重大なる影響を招くことになるのではな

いふ事実をひとつ銘記していただきたいと思ひます。執行吏と全く同一の仕事を行なっている執行吏代理、送達事務を処理している送達代理をさらに加えれば、われわれ職員の仕事とその貢献度は実に大なるものであるのではないかと言えると思ひます。こういう職員を将来執行官に登用する門戸を開いて、最も執行事務に精通してすべての事情をわきまえた執行吏役場の職員を、執行官に採用してこそ初めて執行官制度の意義が生まれてくるのではないかと、これをわれわれは確信してやみません。今後執行官採用の場合、書記官の横すべりだけではなく、どんなにわれわれ職員の中から採用するよう重ねて要望する次第です。

以上、執行官法に対する意見と、執行官制度実施にあつたての意見を述べてまいりましたが、今後、最高裁規則等の作成なり、あるいは六カ月以内実施していく面での運営の問題等、またはその後二年なり三年にわたる新制度実施の面で、われわれ労働組合及び職員の意見は十二分に反映され、執行官制度がより前進をするようわれわれの意見を基礎にしていだきまして、ひとつ十二分に今後とも意見を反映されるよう特に要請いたしまして、組合代表の意見を終わります。

○大久保委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。横山利秋君。
○横山委員 最初に長田さんに伺いますが、この法案立案の過程で、あなたにいはしは執行吏連盟は、最高裁等から御相談を十分受け、意見を言ひ、その主張は認められましたが、どうですか。
○長田参考人 ただいまのお尋ねにお答えいたします。この法案をつくる要綱というものがございまして、その要綱をわれわれ東京の執行吏の内勤の者に示されたのでありまして、なおその説明もございました。しかし十分に検討する時間がなかったものであります。

て、連盟の意見が十分反映できなかった、こういうわけでございします。

○長田参考人 とにかくいたしまして、この執行官法案をわれわれに示されました日があまりに浅うございましたので、十分検討する余裕がありませんでございします。

○横山委員 広沢さんにお伺いするのですけれども、基本的に組合としては将来どうあることを望んでいらっしゃるのか。たとえばですね、第一は、現状維持、第二番目には、完全な国家公務員として身分の変更ということ。大別して二つあるのですが、あるべき姿として、職員としてはどうお考えでございしますか。

○広沢参考人 初めにまず、今回の執行官法による制度の改正で執行官自体が一体どういうふうになるのか。たとえば、特別職の国家公務員から一般職の国家公務員に移っていく、変わっていくという過程では、当然これは職員も、またわれわれの立場も、一般公務員でなければならぬのではないかと。いわゆる一般公務員が事業主となり、使用主となり、その職員を使うということはないか。いづれにせよ、執行官がいきなり執行官がどういふ形になるのか。執行吏がいま言いましたように公務員になるなら、これは当然われわれ職員もその中に吸収され一般公務員になっていくのじゃないか。執行官が現在のまま置かれる限り、言いかえれば手数料制が維持される限りは、現状のまま雇用関係が存続していくのではないかと、こういうふうな考えでおります。

○横山委員 そうしますと、政府の方向によつて、ケース・バイ・ケースで自分たちの立場をきめていきたいということのようでありますが、私はこの法案に関係なく、皆さんに、基本的に執行官制度に携わる者はどうあるべきか。つまり、完全に国家公務員の中に組み入れられる方向に、つまり全部国家公務員ですね、この方向にいくことを望まれるのか、あるいは、手数料制度のもとにおける改善、現状を一つ一つ改善をして現状にとどめるといふ方向を望まれるのか、白紙でお答えを願

いたい、こう考えたのでありますが、組合側としてはいま積極的にとちを期待するということではありせんのです。

○広沢参考人 執行官制度そのものに対する考え方につきましては、さつきも述べたような内容があるかと思ひます。非常に十分ではないし、妥協的であるし、あるいは中途はんばである、こういうふうな意見も、執行官制度についての改革の面での考え方を持つております。当然、私たちは現行の手数料制が、俸給制に移っていくことのほうが理想的なのではないか、こういう考え方を保持している人のほうが多いかと思ひます。しかしながら、これは非常にむずかしい問題でありまして、言いかえれば、国家が七十年間、明治二十三年以来この問題についてはなかなか手をつけ得なかつた、いわゆる手数料制のうみというふうなものがあつたのではないかと、こういうことで、外国等の例なんか参考になしながら現状維持を続けてきた。こういう面ではやはりなかなかむずかしい面があるかというところは、私たちも否定できない事実ではなからうか、私たちもどういふふうな考えでおります。しかしながら、現在の状況のもので一つの結論を出すとすれば、手数料制よりは俸給制のほうが移っていくことのほうが理想的ではないか、こういう考え方を保持していることだけは言えるのではないかと思ひます。

○横山委員 三ヶ月さんにお伺いしたいのですが、先ほどのお話、やや抽象的で真意を把握するのに私苦しんだのであります。お話しのように、妥協的、ないし別のことは一言で言えば一歩前進ということでありまして、いま私が御両所に質問してあると、本来的にいかにあるべきかという点に立てば、三ヶ月さんのお話は、どうも国家機構の中へ順次漸進的に繰り入れることを望んでおられるように拝聴いたします。ただ、私が先般来質問をいたしました一つの焦点になりましたのは、先ほど広沢さんのおっしゃったように、竜頭蛇尾に終わらうぞうだということでありまして、長年やってきてうまくなかつた、検討ばかりやってきていまちよつと

と変える、ちよつと変えたことで名目は立つた、そこでまた居眠りをする、こういう可能性が実に強いと私は思つております。おそろしくここからさらに――多少の改善は、手数料の多少の改善、そういうことはあり得ることですけれども、制度的な改善はしばらく望めないのではないかと。よろしいのではないかと。もしするのだしたらいま改善しなかつた方がいい。むしろいまの弊害をもつと拡大して、大きくしていつて、社会的にどうにもならぬところだと思つた改善をしたほうがやりやすい。いまやつたんだからこれで申しわけは立つたという政治的判断を私はするわけであります。そういうことになつてしまふ。その点についてどうお考えでございしますか。

○三ヶ月参考人 ただいまの御指摘、確かに妥協的な立法がある段階にいたしまして――私、学者の立場からでございますが、ともかくひとつこので、何もしないことが、何かできたというところで、何か眼み込みがちなものであるというところは、これはあり得ることだろうと思ひます。私が非常におそれますこともそのことでございします。ただ私感にましますのは、先ほど執行吏代理の方から御説明ございましたように、この問題を一ついたしまして、必ずしもまだ明確には問題になつておりません、たとえば過度的な、経過的な取り扱い等々を通じて、これまでは停滞したまま問題の所在すらわからなかつた問題が、司法当局の責任として正面に浮かび上がってくるきつかけになるであらう。それを一つ一つ解決することを通じて、どういふ形での妥協的なものは長くやっていけないというふうな動きが、逐次出てくることを私は期待しておるわけであります。

さらに申し上げますならば、執行官制度の改正に対する全般的なものの考え方といたしまして、最近におきまして学者なり識者なりというものが、単に法律の仕組みのみをいじることなしに、むしろ法律の機能なり実体なりというものの対する関心が非常に高まつてきておる、そういう段階でこの法案をながめます限り、私は、過去と同じよう

な意味で眠り込むことはむずかしいし、眠り込まないと思ひますので、私が先ほど申しましたことは、そういう伸ばすステップにしていける要件になつておるといふことを申し上げたつもりでございます。

○横山委員 広沢参考人は執行吏代理を廃止することに非常な不満を持つておられるのでありますが、長田さんに伺いたいのですが、この法案についての政府側の説明は、いまの執行吏代理を、少なくともある一定年限に達しておる者については執行官に登用をいたしたい、あるいは中には国家公務員に転職してもらひ、どうにもならぬ人はしょうがない、こういうような大政府の御答弁であつたわけでありまして、もちろんその三つもいふまでもないわけでもないですけれども、執行吏連盟としては、執行吏代理を原則として廃止していくことについてどう御意見でございますか。

○長田参考人 ただいまの執行吏代理を廃止していくことにつきましては、これは最高裁におきます大きな方針でありますから、私も執行吏といたしましてはこれに従わなければならない次第であります。さりとてこの執行吏代理諸君あるいは事務員の諸君を失業させるというようないふことがありますと非常に重大な問題でありますから、われわれは生命を賭してもさういふことのないように最高裁当局にも再々具申いたしまして、最高裁当局におきましても、決してさういふ心配はない、執行吏代理でも相当資格のある者は執行吏に昇進させる道もあるし、また事務員の人も裁判所の事務官にでも採用される道は十分講ぜられるから安心しておれという御意見がありましたので、私もその最高裁の言明を信頼いたしておる次第であります。

○横山委員 ちょっとあなたのお考えは違つていますね。これは立法院でありまして、ここできめるのです。最高裁や政府が何と言おうと、ここではないかと言へばいいのです。あなたの方において願ひましたのは、職にある者として、あるい

は学者として、自由奔放に国民の一人としてみずからの信ずるところ、希望したいところを率直に言つてもらへばいいのであつて、最高裁がきめたのだから一応その前提に従わなければいかぬというお考えでは、真のあなたの声が聞かれない。ですから、最高裁が原案をつつたから一応従うというのでなくして、白紙で、執行吏代理を廃止することについての率直な御意見を伺いたい。

○長田参考人 ただいまの御質問にお答えしたいと思います。われわれの実際の率直な意向といふことは、執行吏代理を今後とも存続していただくほうが事務運営について非常に都合であるという私だけの考えは持つておる次第であります。

○横山委員 三ヶ月さんにお伺いをしたいのですけれども、私は自分で質問しながら矛盾を感じていふことが一つあります。それといふのは、これは方向としては国家機構の中へ入っていく方向にある、そして最高裁なり裁判所が執行業務に携わる者の教育研究をもつてやつてやれとやかましく言ひましたら、去年初めてやつたわけですが、これは執行吏諸君が執行吏の者だけの補助的な研究機構を持つていふだけで、執行吏代理に対する教育もさうやっておりやせぬし、それから事務員に対する教育なんか全然やっておりやせぬ。それで本来的にいますならば、裁判所がもつと教育訓練、それから啓蒙、福祉活動等をやれといふところでありまして、この間聞いてみたところ、銭がない、予算がない、こう言つていふわけです。私は、その立場からいふならば、先ほど長田参考人がおっしゃつたように、執行吏連盟を強化する、執行吏連盟が、この過渡的な段階におきましても、もう少し自主的な機能を発揮することを目指したいといふことを、矛盾を感じておるようでありまして、考えておるわけでありまして。理論的には、だんだん国家公務員になつていく人たちは、まだいまは特別公務員の人たちが、一つの団体をつくり、そしてその従業員に対する教育訓練機関としての機構を持ち、たしかいまは任意の法人で

ありますが財団法人たる性格を持ち、そういうふうにしていくことが望ましいと、私は矛盾をすうようでありまして、考えておるのであります。この点について御意見を伺いたいと思ひます。

○三ヶ月参考人 ただいまの御指摘、まことに問題の所在をいつておられるかと存じます。日本で執行吏制度が問題になりまして、一番おくれおるのには研修の問題である。その研修の問題と申しますのが、たとえば裁判官の研修制度、検察官の研修制度、書記官の研修制度、調査官の研修制度等は戦後非常に司法内部において出てまいりますのに、執行吏の研修が取り残されておるといふふうな感じは、私は前から感じております。どうしておくれるかといふと、やはりこれは、執行吏といふものが、一応公務員とされておるが、手数料制であるといふところからくるいろいろな問題があるのではなからうか。逆にそれをもう一歩取り込むこと、相対的な関係におきまして、これは当然研修体制といふものを取り込んでいかざるを得なくなつていくだろうと思ひます。私自身も、さういふ制度がほんとうに動き出すためには、調査官や書記官といふふうなものと同じような研修体制をつくりつつ、そこから新しい時代の執行にに対応するようものをつくり上げていくことが司法政策として当然考えられてくるでございまして、私自身この法案の作成に多少関与いたしました際に、法制審議会でも研修体制の充実に本腰を入れていたのだというところを要望したものでございまして、さういふ面から考えてまいりますと、これまで取り残されていたといふことをむしろ直していくといふか、逆に、執行官と申しますか、執行機関の問題に私前からいろいろ興味を持つて、多少、十年前で古いこととでございまして、いろいろ実態も勉強させていたのだいたしたこともございまして、この執行吏といふふうなものに、大都会と地方都市、さらにはその地方ごとによつていろいろな違いがある、これは一つの独立の団体を通じてそしてやつてい

くといふふうなことがはたしてできるのかどうなのだろうかといふふうな問題を感じておるのでございまして。実は私、先ほどのさういふ組織は、ごく最近と申しますか少なくとも十年以内にはできたようございまして、どういふ実態であるのかといふことを必ずしも存じ上げておりません。したがいまして、否定的な評価も積極的な評価もできませんけれども、これにかわるものを――やはり研修といふものは司法機構の一つの問題として取り上げていかなければならないという問題が、この法律ではつきり出てこざるを得ないのではなからうか、さういふ動きとの関連において、さういふ動きを評価していくといふことになるのじゃないか、これは私の全く実態を存じないものの観測でございまして。したがいまして、感じておりますことは全く同じでございまして、さりとて、伸ばしていく方法といたしましては、すでにかなりの成績をあげております司法部内のかんりの研修制度に範をとりながらやつていくといふことを考えていくべきではなからうか、さういふ感じでございます。

○横山委員 私も実はそれを望んでおるのであります。おそろく政府側また最高裁側としては、一つには予算がない、一つには執行吏役場の執行吏代理並びに事務員は国家公務員ではない、それに予算を出す必要はないという傾向があると思ひます。そこで、矛盾するようではありますけれども執行吏連盟の機能を強化して、執行吏それ自身の教育のみならず執行吏代理並びに執行に当たる職員諸君の仕事をやらせたり教育をやらせたりどうか、ただそれには金がない、したがって何か政府がそこに対する援助をすべきではないか、この連盟の機能強化という意味において援助すべきではないか、さういふ方向を考えておるのであります。重ねて御意見を伺いたい。

○三ヶ月参考人 私司法当局の立場にあるものでございまして、さういふことを言ひましたもあれでございまして、まあ学者の立場から考えますと、さういふ職業に属しておられる方が自分

たちの経験を持ち寄って、いろいろと自発的な研修をされる、エンカレッジしていくという事は、これは必要なことであろうという事は考えておられます。さりとて、そのかわりに、逆に今度は、せっかく執行官をこしらえながら、司法研修所等々のものと似たような、そこまで大きくないにいたしても、そういうふうなことをやはり考えていけないこともないのじゃないか。これも、これも司法当局者の考えじゃございませぬけれども、そういうことも考えておられます。これだけの法律をとにかく通して以上は、これは当然事後措置的なものがあつた宿題として下がつておられます。その一つの宿題として研修制度というものがあつたのだという事を考えておられますが、御返事になっておられますか。立場が立場でございまして、私がそういう立場でございまして、たまたまという事を申し上げるのでございしますが、実際も存じませぬし、学者の意見にすぎないわけではございしますが、そういう感想を申し上げてお許しをいただきます。と思います。

○横山委員 さまかいことと恐縮ですが、長田さんに伺いたいのですが、刑事送達手数料はただでやうていらしやるのですか。それともただだからやらないという立場でやうていらしやるのですか。全国的にまちまちのようではございますが、本来どうあるべきだとお考えでございませうか。

○長田参事人 ただいま御指摘の刑事送達手数料はさうと無手数料であります。それは規定がありますので、手数料はちやうだいできないことになつておりました。今回の執行官法案におきましては、予算の処置が講ぜられれば手数料を支給するといふ条文中に變更されたのでありまして、われわれといひましては非常にありがたいと思つておる次第であります。

○横山委員 そうですか。われわれは今まで刑事手数料はただだと聞きました。最高裁、今度は銭を出すことになつたのですか。

○菅野最高裁判所長官代理者 従来も手数料は刑

事送達についてはなかつたわけでございます。今回も、手数料はないという点につきまして、これを直ちに改めるということにはいたしておりません。ただ将来考慮するという意味での暫定措置の規定を置いておるにとどまるわけでありまして。

○横山委員 暫定措置というものは何ですか。

○菅野最高裁判所長官代理者 当分の間支給しないという規定になつておるわけでありまして。それで研究した上で、手数料を払うべきものならば払うという事に法案はなつておるわけでありまして。

○横山委員 民事は手数料を払つておるのに刑事はただだ。ただでおまゝやれというのは私はおかしいことだと思ふのですが、何か聞くところによりまして、執行吏役場でも元氣のないところは、ただでやれと言われればしょうがないからいやいやだ、おれはやらぬと言つておるそうですね。やらぬと言つたつて、別にやれと言つておるわけにはいかぬでしょう。法律上ではやれと強制するわけにはいかぬでしようが、何でただでいつまでもこまかにしておるのですか。これも研究して、もしやらなければならぬのだつたらやる。当分の間——当分の間というの、法律用語でいいますと、五十年たつても当分の間通つたのです。最高裁の判決にそういうのがあつた。これから五十年研究するといふばかなことではないし、こんな小さなことをこれからなお研究するといふのはばかげたことだと思ふのですが、銭を出す気持ちはないので、どうなんですか。

○菅野最高裁判所長官代理者 刑事送達の手数料につきましては、法律上の問題もあるわけでございますけれども、実際問題として一番問題になる点は、執行吏の送達を利用されるという事は、郵便による特別送達との関連におきまして考えなければならぬこととございまして、つまり郵便よりも安ければこちらを利用するといふことが、民事におきまして、刑事におきまして、それは経済法則からいって当然だと思ひます。そこで執行吏送達を利用されているのは、郵便送達より

も安い、ということば、つまり距離が短いところでありまして、その旅費は現行は一キロ八円の割合でございまして、その利用価値があるわけでございます。遠くなりまして、旅費がかさみますから郵便より高くなつて利用が減るわけでございます。手数料を払つていないといふことは事実でございます。旅費と実費との間に、そこにやはり多少の余裕がございまして、実質的な収入にはなつておるわけでございます。その収入は比較的多いのでございまして、手数料を旅費に加えるといふことになりまして、郵便料金のほうがかえつて安くなつて、そちらのほうが利用される率が多くなるということになります。実際の送達件数というものは減つてまいりまして、実質的には執行吏の収入が減つてくるという面があるでございまして。でございまして、手数料を加えるといふことが執行吏の利益になるかどうかという点は問題でございまして。おそらく……

○横山委員 「安い」か高いかじゃない、郵便よりもはるかに安い、ただなんだ」と呼ぶ。もう少し具体的に数字で申し上げますと、たゞいま郵便法は改正案が審議されておると聞いておりますけれども、現行では特別送達料は百三十五円でございまして、それとくらべて、百三十五円以下でなければ、執行吏の送達といふことが實際上利用されないわけではございまして。そうしますと距離からいいますと、四キロ程度の往復の旅費がかかります。今後それに手数料を加えるということになります。今後は執行吏による送達を利用するといふ率が非常に減つてまいりまして、実質的な収入においては執行吏が得をするか損をするかといふかね合のの問題があるわけではございまして。

○横山委員 大いに意見がありますけれども、質問を終わります。

○大久保委員長 上村千一郎君。

○上村委員 きようは実は重点一、二だけお尋ねをしていく關係がございまして、能率的に御意見を承る意味におきまして、私の大体的考え方を先にちよつと述べさせていただきます。と思います。

と申しますのは、この前の委員会で、大体自分の考え方を基にしまして、法務、最高裁判当局に質問をいたしたわけでありまして、で、その基本的な考え方は、本日三月参考人が冒頭にお述べになつた立場と同じ立場でございまして。議事録に出ておるわけではございまして、概要は、昭和三十一年度の法制審議会の答申に基づきまして現行の執行吏制度を廃止して、固定俸給制の裁判所職員たる執行官の制度に改めようとする、これは七十年來のいろいろな制度の問題もあつたりしまして容易に踏み切れなかつたのでございまして、やうと十年たつて前進してきた、おそきに失つておる感がある。けれども、半面からいへば、大きないろいろな諸問題を含んでおるわけでありまして。手数料主義と両立しないままやつていたといふ点につきましては苦心の存するところであらうけれども、一步前進した意味においては、中途はんばあるいは妥協的であらうけれども、前進的な一つの意義を認めたい。が、しかしながら制度的にはさうであるけれども、運営面としましては、場合によつては事務の滞滞するおそれがある。で、この運営という問題につきましてどう考へておるかといふことにつきまして、実は三月参考人も教員の立場に立たれておられるからよく御存じだと思ふのだが、執行制度といふものが日本の裁判制度の中に占める地位といふものは相当大きなものである。それで、ある意味においては、裁判官が裁判をしていくと同じように法の一つの具現形態とすれば、執行吏が執行していく際におきましても、規模の差はあつても一つの法の実現形態である。そういう意味からいいますれば、そこに単なる事務という問題と違つた一つの判断といふものが大きく作用してくる。だから、その運営、人の問題はよほど慎重に考えないと、制度だけでは解決し得ない。場合によつては滞滞状態を来す。こゝろいふ観点のもとに質問を展開したいわけだ。

実は従来執行吏制度についてはとかくの批判があつた。たとえば役場の問題に關連し、また、日本の法治主義と申しましようか、民主主義と申しま

しょうか、その基礎というものが脆弱であるといふような問題もからみ合つて、金銭の問題にしましても、あるいはそれに関連した事件屋の介入の問題にしましても、あるいはいろいろな能率の問題にしましても、要点を言いますれば、執行吏といふものに対する、執行制度に対する国民の信頼感といふものをどう高めるかということに要約される、こう思ふのであります。

そういう意味と、もう一つは、どうして能率を高めるかということにあるわけでありまして。たとえば、今国会においても特許法の改正案が出ておるが、全行き詰まつてきた。事件処理といふものがほとんどできなくなつてきた。どうするかといふことになる。だから、国家公務員の中に完全に入れていく場合においてその配達が欠けておりますと、むしろ、いま裁判の遅滞の問題にしましても、あるいは特許関係の問題にしましても大きな別の問題を提起してくる。だから、どうして能率をあげるか。特に、裁判も能率をあげるわけにはいけません、強制執行の場合においては最も緊急性を要求しておる一つの場面である、場所である。こういう点からいいますれば、この能率といふことを非常に考へなければならぬ、こう思ふのであります。それで、その能率をあげる意味においては、一番従来の経験のある人々を活用していくことが必要である。また、新規に採用されるところの執行官につきまして、あるいは旧来の執行吏の方々が執行官になられていく場合においても、研修制度といふものを相当するといふことは当然の前提であるわけでございます。しかしながら、多年の経験と、そして法の具現が利害関係の最も前線、直結面といふまいやうか、一線といふまいやうか、そこで発見されていくといふことでありますから、多年の経験といふものも必要である。こういう意味からいいますと、従来の執行吏の方々が執行官にすることと、従来の執行吏に属されるわけですが、その事務分配にしても、指揮監督にしても、これはよほどうまくやりません

と、従来の経験なり、有能な人々の運行なり、執務状態その他をかえつて阻害をする。そうすると、やはりこの制度を変えたために、かえつて渋滞を起して、別の問題を起すおそれがある。また、先ほど広沢さんもおっしゃった点につきましても、いまの職員の方々が、あるいは執行吏代理、送達代理の方々にしましても、多年の経験と熱意を持つておられる人材はそこそこつておられるだらう。こういう意味から、いまの能率を高め、期待に沿う意味においては大幅に採用されて、一つの人的供給源とすればよろう、こういうふうな観点のもとに、実は質問を展開したいわけですが。

ひとつ三月月さんにお尋ねをいたしたいのですが、現在の執行吏が執行官になつたその際に、いずれ裁判所の中に一つの部みたいなのを設けると思ひますが、どういふ運営状態を考へたならば、いま私が意見を陳述しながら御質問する能率化といひますか、適正化を進めていくにいかんといふ一つの制度的なお考えでもございしますればこの際承つておきたい、こう思ふわけでありまして。

○三月月参事人 これは具体的にどういふ部局を設けていくかといふことになりまして、これはやはり仰せの面に触れてまいりますわけ、学者が頭の中でどういふ問題でありませうか、おっしゃるとおりこういふ公務員制の方向になつていきます場合には、裏といたしましてやはり公務員に伴う権利といふふうなものも保障していかねばならぬ。いままでは手数料制であるがゆえにとかくある程度放置されていたものが、あるいは勤務時間の問題なり出張の問題等々の問題が出てまいりました。その能率のみを言つておるわけにいかない面があるといふことが当然出てまいりまして、それは一見いたしまして、当然能率の低下といふふうな現象を伴ひがちであるといふことは、これは諸国で手数料制の執行吏から俸給制に移りました場合にいろいろなデータが出ておりました、われわれもそれを能率のみでいく場合には、同じ形で考へたのだつたら基本的な能率の低下が将来は出てくるのではないか。むしろ

その能率の低下を生ぜしめないようにするためには、じゃどうするかといふ方向で考へていかないといけないうちのじゃないか。すなわち、具体的に申しますと、全国でわずか三百人でも法の実現を第一線においてやつていこうといふ体制自身がすていかないのでありまして、これをもちつと広げていく必要があれば広げていかなければならぬ。また、また窓口にしてもあるいはあれにしても、もっと近代的な設備が必要ではなからうかといふことを考へますと、私よくわかりませんが、裁判所の部局の中にやはり執行局といふのでありましようか、執行課といふのでありましようか、かなりそこには、執行といふ問題からこの法律の生み出す問題を全部責任を持つて処理するといふ体制を持つて、裁判官ないし法律家自身が、そういう問題の所在にとかく確答していく体制をつくつていただかなければ困るのじゃないか、こういう感じを持つております。

停滯の問題はともかくいたしまして、能率化の問題でございしますが、これは近代的な設備をもつて処理する以外にない。いまあまりに前近代的な形の中でやつておりますが、この手数料問題も、執行吏の物的費用を国家が持つていくといふ方向をはつきり打ち出して、もつともつといふような面でも能率を発揮し得るような手数料問題あるいは運搬の問題、輸送の問題といったような問題を含めてやつていくことを、その際司法当局の責任において考へていかざるを得ない立場にこの法律は迫り込んでいくように思ひます。そういう問題はやはり指摘しておくべきであると考えますから、具体的には私がこのときにどういふ部局をつくつて、こういう人間をつくつてというのとはどういふ申し上げられませんが、やはりそういう問題は必然的に出てくるであらうと考へておるわけでございます。

ら、新しい運行状態に入りますときには非常に御意見が重要であらう、こう思ふからお尋ねをしたわけですが。

実は先ほど長田参事人からちよつとお話が出ましたが、執行吏代理という制度が今後恒久的に置かれるといふことについてはいささか疑問がある。これはなつた人から考へますれば、かつて代行書記官制度の場合におきまして、書記官の方々が職務を同じうにさせながらいつまでたつても「代行」といふ名前がついておつてはかなわぬといふようなことで、いろいろ配慮されてこれを解消する。結果的には代行書記官が全部書記官といふものになられる措置によりまして処理をしたことがある。考へ方としては、いまの実情を直ちに執行官といふことで処理するわけにもいきかねる点もありましようけれども、制度として、要するに執行官代理という制度を恒久的に置くといふ今後の考へ方ではむしろいかがかと思ひますが、この点についてのお考えをお尋ねしておきたいと思ひます。

○三月月参事人 ただいまの執行吏代理の問題、私も基本的に同様に考へております。やはり執行吏代理という制度が現在のような形で、執行吏の本職まではまいりませんが、相当な数を持つてかなり重要な仕事を営むようになってまいりましたのは、やはり手数料制度から出てくるころの変形現象といふ面があるのではなからうか。これを将来執行の体制を考へていきます場合には、できるだけ正面の機構に吸い上げられる能力と素質のある人は吸い上げて、そして正式の権利を与えてやつていくといふ方向に進むと同時に、やはりそこでもいろいろ指摘される問題点といふものが非常に出ておるわけでありまして、これは過渡的なことを、しばらくの間やはり時間がかかるかと思ひますけれども、やはり二十年先の姿といふものを考へてまいりますならば、私は廃止していくべき方向にあるのではなからうか。それでなければ、やはり執行官制度をとりますと、いままでのような代理制度といふものは多少出てきにくくな

るであらう、そういう寸法をうまくつかまえないが
ら、十年なら十年、二十年なら二十年の、現状に
大きなショックを与えないで方向を変えていくこ
とも考えていくべきではなからうかというような
感想を持っております。

○上村委員 実はもう十二時になりましたので、
私の質問はこれで打ち切りだと思いますが、打
ち切るに際しまして、実は長田参考人から日本執
行吏連盟の諸要望、これは一つの能率化という問
題に関連しますし、私にも基本的に相当重要な御
意見だというふうに思うとともに、また広沢さん
の御意見なども非常に参考になる、こういうふう
に思います。もう時間がまいっておりますので、
お二人の参考人にお尋ねすることをここでや
めまして、私の質問を終わりたいと思います。

○大久保委員長 これにて参考人に関する議事は
終了いたしました。

参考人各位には、御多用のところ長時間にわ
たり貴重な御意見をいただき、本案の審査に御協
力くださいます。まことにありがとうございます。
した。委員会を代表いたしまして、ここに厚く御
礼を申し上げます。

どうぞ御退席ください。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十一年六月六日印刷

昭和四十一年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局